

1 横浜市立図書館資料収集基準の位置づけと目的

横浜市立図書館は、次の体系に基づき、所蔵する資料が特定なものに偏ることのないよう、公平な立場で客観的に資料を収集する。

(1) 横浜中央図書館資料収集検討委員会報告書「横浜市立図書館資料収集方針」（以下「横浜市立図書館資料収集方針」という。）

(2) 横浜市立図書館資料収集基準

この内「横浜市立図書館資料収集基準」は「横浜市立図書館資料収集方針」の主旨に基づき、横浜市立図書館で収集すべき図書館資料（図書、逐次刊行物、その他印刷資料及び非印刷資料）について、収集の主要な指針を定める。

2 収集の重点

(1) あらゆる世代の読書活動推進と課題解決を支える資料

(2) 調査、研究の基礎となる参考図書

(3) 横浜の都市特性に関連する分野についての資料

(4) 横浜地域とその周辺についての地域（郷土）資料

(5) 横浜の市政に留意した資料

3 図書館資料の区分

図書館資料を次のように区分する。

(1) 一般（大人）用図書館資料

ア 図書（次のイ、エ、オ、カに属さない図書）

イ 参考図書

ウ 逐次刊行物

エ 政府刊行物

オ 地域（郷土）資料

カ 外国語資料

キ 図書以外の印刷資料

ク 非印刷資料

(2) 児童用図書館資料

ア 図書（次のイ、エ、カ、キに属さない図書）

イ 絵本

ウ 紙芝居

エ 参考図書

オ 逐次刊行物

カ 地域（郷土）資料

キ 外国語資料

ク 図書以外の印刷資料

ケ 非印刷資料

(3) その他

4 収集基準の区分

(1) 一般（大人）用図書は日本十進分類法（NDC）新訂10版の区分と名称に従って記述する。

(2) 児童用図書、絵本、紙芝居は日本十進分類法（NDC）新訂8版に基づく「横浜市立図書館子どもの本の分類表」の区分と名称に従って記述する。

(3) これら以外の資料については横浜市立図書館の定めた区分と名称によることとする。

5 収集基準の記述

(1) 「特記事項」には各主題ごとに収集時の注意点を記述する。特記すべき注意点がない場合は空欄とする。

(2) 収集の姿勢・力点についての表現は次の通りとする。

ア 収集しない：寄贈も含めて収集しない。

イ 限定的に収集する：蔵書構成上の必要性に応じて、慎重に収集する。

ウ 選択的に収集する：様々な出版情報をもとに、適当なものを選択して収集する。

エ 積極的に収集する：様々な出版情報をもとに、蔵書構成上必要な資料を漏れなく、積極的に収集する。

(3) 資料の種類についての表現は次の通りとする。

ア 基本的な資料：物事のよりどころとなる資料

イ 入門書：初学者の手引きとして書かれた解説資料

ウ 概説書：全体にわたってその大体を説明している資料

エ 実用書：実地や実務において役に立つ資料

オ（学術）研究書：よく調べ考えて真理をさわめるための資料

カ 専門書：特定の分野または内容について書かれた資料